平成２７年（フ）第４９１９号
大阪市城東区野江４丁目14番２－406号
債務者　稲里　芳彦
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０４０号
大阪府茨木市並木町21番13号　第２内の瀬ハイツ102号
債務者　長村　　滋
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０７０号
大阪府四條畷市中野新町11番17号グリーンアメニティ205
債務者　下村　将之
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１０５号
大阪市港区八幡屋２丁目６番18号301号
債務者　橋本　弘臣
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１１８号
大阪市東住吉区駒川３丁目27番33号　グランドシャトータカオ駒川　402号
債務者　丸尾　繁雄
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１３６号
大阪府東大阪市小阪３丁目５番25―1112号
ＵＲ八戸ノ里団地1112
債務者　星山理絵こと　裵　　理絵
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１４９号
大阪市東成区大今里南４丁目９番６－403号
債務者　田中　聖樹
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１８６号
大阪府豊中市南桜塚１丁目３番20号
債務者　木村　夏子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１８９号
大阪府豊中市庄内宝町１丁目１番17号
債務者　宝町整骨院こと　志村　哲也
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５０号
大阪市淀川区十三本町２丁目３番４号
債務者　松井　享子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６０号
大阪府茨木市中村町７番21号　コスモパーク206号
債務者　岸本　春子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３８号
大阪府豊中市服部西町３丁目12番30の３号
債務者　半田　幸子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７０号
大阪府枚方市養父元町38番１－104号
債務者　下**西**　賢治
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７４号
大阪府豊中市豊南町西１丁目４番４号
債務者　金子　幸友
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７５号
大阪府豊中市服部南町３丁目３番８号　３号
債務者　波越須奈夫
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７７号
大阪市住吉区長居東３丁目１番17号　アネックス津和弐番館401号
債務者　上村　京子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８３号
大阪市淀川区新北野３丁目12番10号　ＳＧＩ塚本　４Ｅ号
債務者　佐野　之彦
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８５号
大阪府枚方市招提南町３丁目17番２－206号
債務者　**角**田美千代
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部